

改正案	現行																		
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（第五号及び第十一号から前号までに掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>十五〜十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（前号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>十五〜十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告対象役務</th> <th>報告対象事業者</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合デジタル通信サー</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	加入電話	(略)	(略)	総合デジタル通信サー	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告対象役務</th> <th>報告対象事業者</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合デジタル通信サー</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	加入電話	(略)	(略)	総合デジタル通信サー	(略)	(略)
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号																	
加入電話	(略)	(略)																	
総合デジタル通信サー	(略)	(略)																	
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号																	
加入電話	(略)	(略)																	
総合デジタル通信サー	(略)	(略)																	

ビス		
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)	(略)	(略)
衛星移動通信サービス	(略)	(略)
インターネット接続サービス	(略)	(略)
F T T H アクセスサービス	(略)	(略)
D S L アクセスサービス	(略)	(略)
C A T V アクセスサービス	(略)	(略)
F W A アクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・P H S アクセスサービス	(略)	(略)
三・九世代携帯電話アクセスサービス	(略)	(略)
B W A アクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線 LAN アクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者	様式第十四

ビス		
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)	(略)	(略)
衛星移動通信サービス	(略)	(略)
インターネット接続サービス	(略)	(略)
F T T H アクセスサービス	(略)	(略)
D S L アクセスサービス	(略)	(略)
C A T V アクセスサービス	(略)	(略)
F W A アクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・P H S アクセスサービス	(略)	(略)
三・九世代携帯電話アクセスサービス	(略)	(略)
B W A アクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線 LAN アクセスサービス	基地局を設置して公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気	様式第十四

	<p>一 公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線LANアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの</p> <p>二 公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線LANアクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者</p>	
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス		
仮想移動電気通信サービス	(略)	(略)

2・3 (略)

	通信事業者	
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス		
仮想移動電気通信サービス	(略)	(略)

2・3 (略)

様式第1～様式第13 (略)

様式第14 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数、 <u>基地局数</u>	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>公衆無線 LAN アクセスサービス</u>	
事業者名 _____	
契 約 数	
<u>基 地 局 数</u>	
参 考 事 項	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約して提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

- 2 基地局数には、自ら設置した公衆無線 LAN アクセスサービスに係る基地局数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供している基地局数を記載すること。
- 4 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局数を記載すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第1～様式第13 (略)

様式第14 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>公衆無線 LAN アクセスサービス</u>	
事業者名 _____	
契 約 数	
参 考 事 項	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約して提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

- 2 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合であつて当該電気通信事業者の契約数を把握できるときには、「参考事項」の欄に自らの契約数と別計して記載すること。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

附 記

この通令は、公布の日から起算して、その通令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以降である報告から適用する。